

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

- ・「厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者を一部改正する件」の公布について
- ・「独立行政法人年金・健康保健福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」の公布に伴う介護保険サービスの指定の取扱いについて

計 1 3 枚（本紙を除く）

Vol.367

平成26年4月2日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（企画法令係・内線 3949）
FAX：03-3595-4010

老 発 0 4 0 1 第 9 号

平 成 2 6 年 4 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者を一部改正する件」
の公布について

「厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者を一部改正する件」（平成 26 年厚生労働省告示第 166 号。以下「改正告示」という。）が、平成 26 年 3 月 31 日公布されたところである。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図られたい。

記

第 1 改正趣旨

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「R F O」という。）は社団法人全国社会保険協会連合会（以下「全社連」という。）に対し、介護老人保健施設の経営の委託を行い、全社連は介護保険法の規定による介護老人保健施設の開設の許可の申請を行い、都道府県等により開設の許可を受けているところである。

本日、平成 26 年 4 月 1 日より、R F O が独立行政法人地域医療機能推進機構に改組されることから、厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成 11 年厚生省告示第 96 号。以下「当該告示」という。）の規定について所要の整備を行うこととする。

第2 改正内容

当該告示から「社団法人全国社会保険協会連合会（昭和二十七年十二月十七日に社団法人全国社会保険協会連合会という名称で設立された法人をいう。）」を削除し、新しく「独立行政法人地域医療機能推進機構」を追加することとする。

第3 適用期日

改正告示は、平成26年4月1日から適用する

○ 厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成十一年厚生省告示第九十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一（略） 二 独立行政法人地域医療機能推進機構 三 九（略） （削除） 十・十一（略）	一（略） （新設） 二 八（略） 九 社団法人全国社会保険協会連合会（昭和二十七年十二月十七日に社団法人全国社会保険協会連合会という名称で設立された法人をいう。） 十・十一（略）

○厚生労働省告示第百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成十一年厚生省告示第九十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第九号を削除し、第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 独立行政法人地域医療機能推進機構

事 務 連 絡
平成 26 年 4 月 1 日

各 都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振 興 課
老人保健課

「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備及び経過措置に関する政令」の公布に伴う
介護保険サービスの指定の取扱いについて

これまで、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下、「R F O」という。）は社団法人全国社会保険協会連合会及び一般財団法人厚生年金事業振興団（以下、「全社連等」という。）に対し所有する施設等の運営にかかる委託を行い、全社連等は介護保険法における指定等の申請を行い、都道府県等による指定等を受けていたところである。

「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 73 号）の施行に伴い、本日、R F Oは独立行政法人地域医療機能推進機構（以下、「新機構」という。）に改組され、新機構が当該施設等の運営を行うこととなる。

また、平成 26 年 3 月 31 日に、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 26 年政令第 121 号。以下、「政令」という。）が公布され、本日施行された。各自治体におかれては、全社連等に対し指定等を行っている場合、政令をご確認いただき下にご留意いただいた上で、管内市（区）町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

記

- 「運営基準等に係る Q&A について」（平成 13 年 3 月 28 日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）Ⅰの 1 で法人が合併する場合等の指定の扱いについて示しているところであるが、政令第 11 条の規定により全社連等に対してされた指定等は新機構に対してされた指定等とみなされたことから、R F Oの改組に伴う新たな指定等の申請は不要であること。
- 都道府県等は保管する電磁的記録を含む行政文書に記録及び記載された R F O及び全社連等に係る事項を適切に更新すること。
- 都道府県等は国民健康保険団体連合会と連絡等を行い、改組に起因する介護報酬の支払いの遅延を予防すること。

以上

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百一十一号

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに同法附則第十四条、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十六条第四項、第十七条第二項及び第八項並びに第二十四条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第十条）

第二章 経過措置（第十一条）

附則

第一章 関係政令の整備

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部改正）

第一条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令

第一条を次のように改める。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第一条 独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における法第十三条第一項又は第三項に規定する業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を厚生労働大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十六条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一 法第十六条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

第二条第一項中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）を「機構」に、「第十五条第一項」を「第十六条第三項」に、「当該事業年度」を「当該期間最後の事業年度」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

第三条から第十三条までを次のように改める。

（国庫納付金の納付期限）

第三条 国庫納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する勘定等）

第四条 国庫納付金については、法第十六条第三項に規定する残余の額を政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、法第十六条第三項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間中に政府の年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定又は業務勘定からの出資金の額の減少があったときは、当該減少のあった日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該減少した出資金の額に乗じて得た額を、それぞれ減じた額）とする。

（借換えの対象となる長期借入金又は機構債券等）

第五条 法第十七条第二項本文の政令で定める長期借入金又は独立行政法人地域医療機能推進機構債券（以下「機構債券」という。）は、同条第一項の規定によりした長期借入金又は発行した機構債券（同条第二項の規定によりした長期借入金又は発行した機構債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」という。）とし、法第十七条第二項ただし書の政令で定める期間は、次条の厚生労働省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。

(長期借入金又は機構債券の償還期間)

第六条 法第十七条第一項の規定による長期借入金又は機構債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は機構債券の発行により調達する資金の使途に応じて厚生労働省令で定める期間を超えてはならない。

(長期借入金の借入れの認可)

第七条 機構は、法第十七条第一項又は第二項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 長期借入金の額

三 借入先

四 長期借入金の利率

五 長期借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

2 前項の申請書には、長期借入金の借入れにより調達する資金の使途を記載した書面を添付しなければならない。

(機構債券の形式)

第八条 機構債券は、無記名利札付きとする。

(機構債券の発行の方法)

第九条 機構債券の発行は、募集の方法による。

(機構債券申込証)

第十条 機構債券の募集に応じようとする者は、独立行政法人地域医療機能推進機構債券申込証(以下「機構債券申込証」という。)にその引き受けようとする機構債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある機構債券(次条第二項において「振替機構債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を機構債券申込証に記載しなければならない。

3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 機構債券の名称

二 機構債券の総額

三 各機構債券の金額

四 機構債券の利率

五 機構債券の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 機構債券の発行の価額

八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十 応募額が機構債券の総額を超える場合の措置

十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(機構債券の引受け)

第十一条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が機構債券を引き受ける場合又は機構債券の募集の委託を受けた会社が自ら機構債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替機構債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替機構債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならない。

(機構債券の成立の特例)

第十二条 機構債券の応募総額が機構債券の総額に達しないときでも機構債券を成立させる旨を機構債券申込証に記載したときは、その応募額をもって機構債券の総額とする。

(機構債券の払込み)

第十三条 機構債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各機構債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

本則に次の四条、見出し及び二条を加える。

(債券の発行)

第十四条 機構は、前条の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第十条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(機構債券原簿)

第十五条 機構は、主たる事務所に独立行政法人地域医療機能推進機構債券原簿(次項において「機構債券原簿」という。)を備えて置かなければならない。

2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 機構債券の発行の年月日

二 機構債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、機構債券の数及び番号)

三 第十条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

(利札が欠けている場合)

第十六条 機構債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

(機構債券の発行の認可)

第十七条 機構は、法第十七条第一項又は第二項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 機構債券の発行を必要とする理由

二 第十条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 機構債券の募集の方法

四 機構債券の発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 作成しようとする機構債券申込証

二 機構債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三 機構債券の引受けの見込みを記載した書面

	とする	とし、同条第六項の規定は、適用しない
医療法施行令第四条の五	主務大臣	独立行政法人地域医療機能推進機構
保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十二条の項	主務大臣	独立行政法人地域医療機能推進機構
保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十三条第二項の項及び第十四条の項	設置者	その設置者
保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十三条第二項の項及び第十四条の項	所管大臣	独立行政法人地域医療機能推進機構
保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十五条第二項の項、第十五条第二項の項、第十七条の項及び第十九条の項	設置者	の設置者
保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十五条第二項の項、第十五条第二項の項、第十七条の項及び第十九条の項	所管大臣	を設置する独立行政法人地域医療機能推進機構
看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条	設置者	その設置者
不動産登記令第七条第二項	主務大臣	独立行政法人地域医療機能推進機構
	命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員	独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長が指定し、その旨を官報により公告した独立行政法人地域医療機能推進機構の役員又は職員

第十九条 政令以外の命令であつて厚生労働省令で定めるものについては、厚生労働省令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。

(土地区画整理法施行令の一部改正)

第二条 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「独立行政法人国立長寿医療研究センター」の下に、「独立行政法人地域医療機能推進機構」を加える。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第一百一号を次のように改める。

百一 独立行政法人地域医療機能推進機構(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十三号)第二条の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成十七年法律第七十一号)第二条の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を含む)。

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百十四 独立行政法人地域医療機能推進機構

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」の下に、「独立行政法人地域医療機能推進機構」を加え、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を削る。

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)別表第二第二号

二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百五十二号)附則第二項第一号

三 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令(平成十二年政令第五百五十六号)第一号

四 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第三条第三項の法人を定める政令(平成十九年政令第三百四十四号)第一号

五 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令(平成二十五年政令第三号)第一号

六 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百二十二号)第二条第一号

第五条 (行政相談委員会法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正)
行政相談委員会法第二条第一項第一号の法人を定める政令(昭和四十一年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人国立高等専門学校機構」の下に、「独立行政法人地域医療機能推進機構」を加える。

第六条 (官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正)
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令(昭和四十一年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を「独立行政法人地域医療機能推進機構」に改める。

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正)

第七条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令(平成十二年政令第五百二十三号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百十三 独立行政法人地域医療機能推進機構

(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正)

第八条 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令(平成十七年政令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」の下に、「独立行政法人地域医療機能推進機構」を加える。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正)

第九条 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十九号を第二十号とし、第三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次の一号を加える。

三 独立行政法人地域医療機能推進機構

(厚生労働省組織令の一部改正)
厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 独立行政法人地域医療機能推進機構の組織及び運営一般に関すること。

第十四条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

第三十九条の二中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 独立行政法人地域医療機能推進機構の組織及び運営一般に関すること。

第三百三十条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

附則第六条に次の一項を加える。

7 年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第十三条に規定する業務の残務の処理が終了するまでの間、独立行政法人地域医療機能推進機構の行う当該残務の処理に関する事務をつかさどる。

附則第九条に次の一項を加える。

3 年金局事業企画課は、第三百三十条各号及び前二項に規定する事務のほか、附則第六条第七項に規定する期間、同項に規定する事務をつかさどる。

第二章 経過措置

第十一条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に次の表の第一欄に掲げる法令の規定により同表の第二欄に掲げる者が改正法第二条の規定による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号。以下この項において「旧法」という。）第三条に規定する年金福祉施設等又は旧法附則第四条第一項に規定する施設であつて、旧法第二条の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が施行日の前日においてその運営を委託していたもの（以下この条において単に「年金福祉施設等」という。）について当該委託を受けていた者（以下この条において「年金福祉施設等運営受託者」という。）に対してした同表の第三欄に掲げる指定、認可、承認、許可、免許又は登録は、それぞれ、同表の第四欄に掲げる法令の規定により同表の第五欄に掲げる者が当該年金福祉施設等について独立行政法人地域医療機能推進機構（以下この条において「機構」という。）に対してした同表の第六欄に掲げる指定、認可、許可、承認、免許又は登録とみなす。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号又は第八十八条第一項	厚生労働大臣	指定	健康保険法第六十三條第三項第一号又は第八十八條第一項	厚生労働大臣	指定
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三百三十条第一項	都道府県知事	認可	学校教育法第三百三十條第一項	都道府県知事	認可
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十条第五項	都道府県知事	指定	第一条の規定による改正後の独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号。以下この条において「施行令」という。）第十八条において読み替へて準用する児童福祉法第二十条第五項	厚生労働大臣	指定

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第三項	都道府県知事	許可	食品衛生法第五十二条第一項	都道府県知事	許可
温泉法（昭和二十三年法律第二十五号）第十五条第一項	都道府県知事	許可	温泉法第十五条第一項	都道府県知事	許可
旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第三条第一項	都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）	許可	旅館業法第三条第一項	都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）	許可
医師法（昭和二十三年法律第二十一号）第十条第二項	厚生労働大臣	指定	医師法第十六条の二第一項	厚生労働大臣	指定
歯科医師法（昭和二十三年法律第二十二号）第十六条の二第二項	厚生労働大臣	指定	歯科医師法第十六条の二第二項	厚生労働大臣	指定
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二十三号）第二十一条第三号	厚生労働大臣	指定	保健師助産師看護師法第二十一条第三号	厚生労働大臣	指定
医療法（昭和二十三年法律第二十五号）第四条第一項	都道府県知事	承認	医療法第四条第一項	都道府県知事	承認
医療法第七条第一項若しくは第二項、第十二条第二項又は第二十七条	都道府県知事	許可又は証明の交付	施行令第十八条において読み替へて準用する医療法施行令（昭和二十三年政令第三十六号）第三十三条の二第一項若しくは第二項、第七條第一項若しくは第二項又は第二十七條	厚生労働大臣	承認
医療法第十二条第一項ただし書	都道府県知事	許可	医療法第十二条第一項ただし書	都道府県知事	許可
電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第四条	総務大臣	免許	電波法第四条	総務大臣	免許
電波法第百条第一項	総務大臣	許可	電波法第百条第一項	総務大臣	許可
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条又は第五十四条の二	都道府県知事	指定	施行令第十八条において読み替へて準用する生活保護法第四十九条又は第五十四条の二	厚生労働大臣	指定

電気事業法（昭和三十 四年法律第七十号） 第四十三條第二項	道路交通法（昭和三十 五年法律第五十号）第 四十五條第一項ただし 書	放射性同位元素等によ る放射線障害の防止に 関する法律（昭和三十 七年法律第六十七号） 第三條第一項又は第 十條第二項	核原料物質、核燃料物 質及び原子炉の規制に 関する法律第六十一條 の八第一項	核原料物質、核燃料物 質及び原子炉の規制に 関する法律（昭和三十 七年法律第六十六号） 第六十一條の三第 一項	麻薬及び向精神薬取締 法第五十條第一項	麻薬及び向精神薬取締 法第十二條第一項た だし書又は第二十三 條第一項	麻薬及び向精神薬取締 法（昭和二十八年法 律第十四号）第三條第 一項	道路法（昭和二十七年 法律第八十号）第三 十二條第一項	覚せい剤取締法（昭和 二十六年法律第二百五 十二号）第三條第一項	高圧ガス保安法（昭和 二十六年法律第二百四 十号）第五條第一項、第 十四條第一項、第十六 條第一項又は第十九條 第一項
経済産業大臣	警察署長	原子力規制委 員会	原子力規制委 員会	原子力規制委 員会	厚生労働大臣	厚生労働大臣	都道府県知事	道路管理者	都道府県知事	都道府県知事
許可	許可	許可	認可	許可	免許	許可	免許	許可	指定	許可
電気事業法第四十三 條第二項	道路交通法第四十五 條第一項ただし書	放射性同位元素等によ る放射線障害の防止に 関する法律（昭和三十 七年法律第六十七号） 第三條第一項又は第十 條第二項	核原料物質、核燃料 物質及び原子炉の規 制に関する法律第六 十一條の八第一項	核原料物質、核燃料 物質及び原子炉の規 制に関する法律第六 十一條の三第 一項	麻薬及び向精神薬取 締法第五十條第一項	麻薬及び向精神薬取 締法第十二條第一項 ただし書又は第二十 三條第一項	麻薬及び向精神薬取 締法第三條第一項	道路法第三十二條第 一項	施行令第十八條にお いて読み替えて準用 する覚せい剤取締法 第三十五條第一項	高圧ガス保安法第五 條第一項、第十四條 第一項又は第十六條第 一項
経済産業大臣	警察署長	原子力規制委 員会	原子力規制委 員会	原子力規制委 員会	厚生労働大臣	厚生労働大臣	都道府県知事	道路管理者	厚生労働大臣	都道府県知事
許可	許可	許可	認可	許可	免許	許可	免許	許可	指定	許可

健康増進法（平成十四 年法律第三十号）第二 十一條第一項	感染症の予防及び感染 症患者に対する医療 に関する法律（平成十 六年法律第十四号）第 十六條第十五項又は第 十六項	介護保険法第九十五條 第二項	介護保険法第九十四條 第一項又は第二項	介護保険法第五十八條 第一項	介護保険法（平成九年 法律第二百二十三号）第 四十一條第一項本文、第 四十六條第一項又は第 五十三條第一項本文	原子爆弾被爆者に対す る援護に関する法律第 十九條第一項	原子爆弾被爆者に対す る援護に関する法律 （平成六年法律第一百 七号）第十二條第一項	社会福祉士及び介護福 祉士法（昭和六十二年 法律第三十号）第二十 八條の三第三項	外国医師等が行う臨床 修練に係る医師法等 七條等の特例等につ いて読み替えて準用 する法律（昭和六十 二年法律第二十九号）第 二條第四号	母子保健法（昭和四十 年法律第四十一号） 第二十條第五項
都道府県知事 （保健所を設 置する市又は 特別区にあつ ては、市長又 は区長）	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	市町村又は特 別区の長	都道府県知事	都道府県知事	厚生労働大臣	都道府県知事	厚生労働大臣	都道府県知事
指定	指定	承認	許可	指定	指定	指定	指定	登録	指定	指定
健康増進法第二十一 條第一項	感染症の予防及び感 染症患者に対する医療 に関する法律（平成十 六年法律第十四号）第 十六條第十五項又は第 十六項	介護保険法第九十五 條第二項	介護保険法第九十四 條第一項又は第二項	介護保険法第五十八 條第一項	介護保険法第四十一 條第一項本文、第四 十六條第一項又は第 五十三條第一項本文	原子爆弾被爆者に対 する援護に関する法 律第十九條第一項	原子爆弾被爆者に対 する援護に関する法 律第十二條第一項	社会福祉士及び介護 福祉士法第四十八條 の三第三項	外国医師等が行う臨 床修練に係る医師法 等七條等の特例等 に関する法律第二條 第四号	施行令第十八條にお いて読み替えて準用 する母子保健法第二 十條第五項
都道府県知事 （保健所を設 置する市又は 特別区にあつ ては、市長又 は区長）	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	市町村又は特 別区の長	都道府県知事	都道府県知事	厚生労働大臣	都道府県知事	厚生労働大臣	厚生労働大臣
指定	指定	承認	許可	指定	指定	指定	指定	登録	指定	指定

[illegible]

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十三条の第二項、第三十三条の第三項、第五項、第十條若しくは第十一條、第十二條、第十三條又は第三十四條第二項	原子力規制委員会 届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十三条の第二項、第三十三条の第三項、第五項、第十條若しくは第十一條、第十二條、第十三條又は第三十四條第二項	原子力規制委員会 届出
下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十三条の二第一項又は第十二条の三第一項	公共下水道管 理者 届出	下水道法第十一条の二第一項又は第十二条の三第一項	公共下水道管 理者 届出
道路交通法第七十四条の三第五項	都道府県公安委員会 届出	道路交通法第七十四条の三第五項	都道府県公安委員会 届出
電気事業法第四十二条第一項若しくは第二項又は第四十三条第三項	経済産業大臣 届出	電気事業法第四十二条第一項若しくは第二項又は第四十三条第三項	経済産業大臣 届出
介護保険法第一百五十三条第二項	厚生労働大臣又は都道府県知事 届出	介護保険法第一百五十三条第二項	厚生労働大臣又は都道府県知事 届出
介護保険法第一百五十三条第五項	都道府県知事 報告	介護保険法第一百五十三条第五項	都道府県知事 報告
健康増進法第二十条第一項	都道府県知事 届出	健康増進法第二十条第一項	都道府県知事 届出
医療法施行令第四条の二第一項	都道府県知事 届出	施行令第十八条において読み替えて準用する医療法施行令第四条の五の規定による読み替えられた同令第四条の二第一項	厚生労働大臣 通知
道路交通法施行令（昭和三十一年政令第二百七十号）第十三条第一項	都道府県公安委員会 届出	道路交通法施行令第十三条第一項	都道府県公安委員会 届出

3 施行日前に年金福祉施設等運営受託者が年金福祉施設等についてした次の表の上欄に掲げる行為又は占有は、それぞれ、機構が当該年金福祉施設等についてした同表の下欄に掲げる行為又は占有とみなす。

下水道法第二十四条第一項の規定による公共下水道管理者の許可に基づく行為又は同法第二十九条第一項の規定による都市下水路管理者の許可に基づく行為	下水道法第四十一条の規定による公共下水道管理者又は都市下水路管理者との協議に基づく行為
--	---

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十四条の規定による河川管理者の許可に基づく占有	河川法第九十五条（同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による河川管理者との協議の成立に基づく占有
---	---

4 施行日前に年金福祉施設等運営受託者が医療法第十八条ただし書の許可を受けた年金福祉施設等については、機構は、施行日において施行令第十八条において読み替えて準用する医療法施行令第一条の規定により読み替えられた同法第十八条ただし書の規定による通知をしたものとみなす。

附 則

この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣	安倍 晋三
総務大臣	新藤 義孝
財務大臣	麻生 太郎
厚生労働大臣	田村 憲久
経済産業大臣	茂木 敏充
国土交通大臣	太田 昭宏
環境大臣	石原 伸晃